

大阪狭山市 公正証書等作成促進補助金事業

養育費に係る取決め内容の公正証書等作成にかかる本人負担費用について、一部を補助する事業です。

【対象者】

大阪狭山市在住の、次のすべての要件を満たす母子家庭の母または父子家庭の父が対象となります。

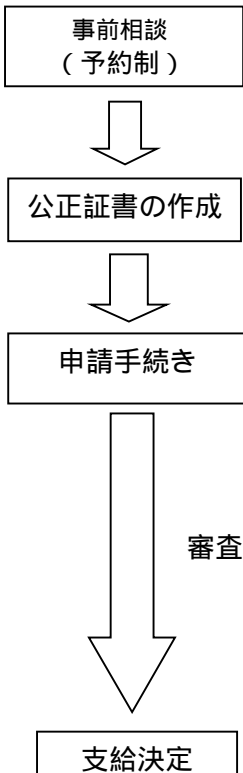
- 児童扶養手当の支給を受けている、又は同様の所得水準にあること
- 養育費の取決めに係る経費を負担したこと
- 養育費の取決めに係る債務名義を有していること
養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- 過去に養育費の取決めを交わした同内容の文書で補助金の交付を受けていないこと

【補助対象】

養育費の取決めに要する経費のうち、以下のものに限る（上限3万円）

- ・ 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料
- ・ 家庭裁判所の調停申立てに要する収入印紙代、郵便切手代及び戸籍謄本等添付書類取得費用
- ・ 家庭裁判所の裁判に要する収入印紙代、郵便切手代及び戸籍謄本等添付書類取得費用

【手続きのながれ】



【申請】

- ・ 子育て支援グループにて事前に養育費の取り決めについて相談します。
- ・ 調査同意書（窓口にて配布）をご記入いただきます
- ・ 公証役場にて公正証書の作成の手続きを行います。
手続きについては必ず公証役場までお問い合わせください。
- ・ 公証人手数料や印紙代などの領収書は大切に保管ください。

【必要書類】

- ・ 戸籍謄本（申請者及び児童のもの）発行日から1ヶ月以内
- ・ 児童扶養手当証書（受給していない方は所得証明書）
- ・ 補助対象となる経費の領収書
- ・ 養育費の取り決めを交わした文書（公正証書）
- ・ 印鑑

- ・ 支給決定通知書が送付され、補助金が振り込まれます。

ご注意ください！

- ・ 公正証書を作成した日の属する年度末までに申請が必要です。
期日を過ぎてからの申請はできません

【最寄りの公証役場・家庭裁判所のご案内】

大阪家庭裁判所 堺支部

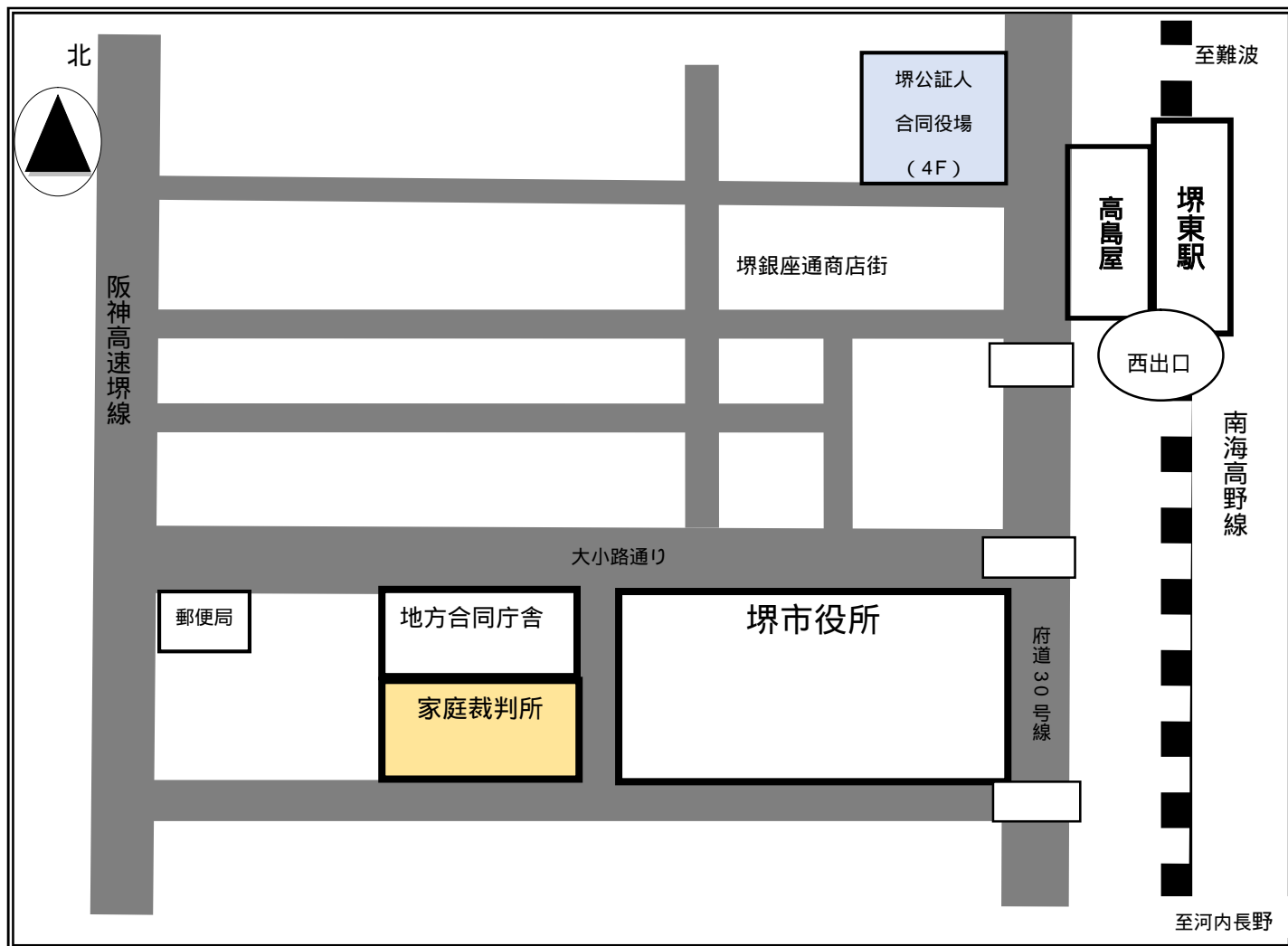
〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町 2 番 28 号

電話：072 - 223-8634

堺公証人合同役場

〒590-0076 大阪府堺市堺区北瓦町 2-4-18 現代堺東駅前ビル 4 階

電話：072-233-1412



【お問合せ先】

大阪狭山市役所 子ども政策部 子育て支援グループ

電話：072-366-0011 (代表)

